【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次　に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行に関する事項

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為）

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次　に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行に関する事項

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為）

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為）

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為　）

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成19年3月30日 府令第31号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】 （改正なし）

【平成12年6月26日 府令第65号】 （改正なし）

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】 （改正なし）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　大蔵大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】 （改正なし）

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　大蔵大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　大蔵大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】 （改正なし）

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

**第十五条の二**　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三　当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

２　第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

３　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

４　大蔵大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

５　前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

６　第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（新設）